

軽自動車は保管場所の届出が法律で定められております

購入

軽自動車〔新・中古車〕を新たに購入された方は **直ちに**

変更

軽自動車の車庫を変更された方は **15日以内に**

引越

軽自動車を持って引越しされた方は **15日以内に**

車庫の所在地を管轄する警察署に届出します

◆自動車の保管場所の確保等に関する法律 第5条に軽自動車の保管場所を届出することが義務付けられております◆

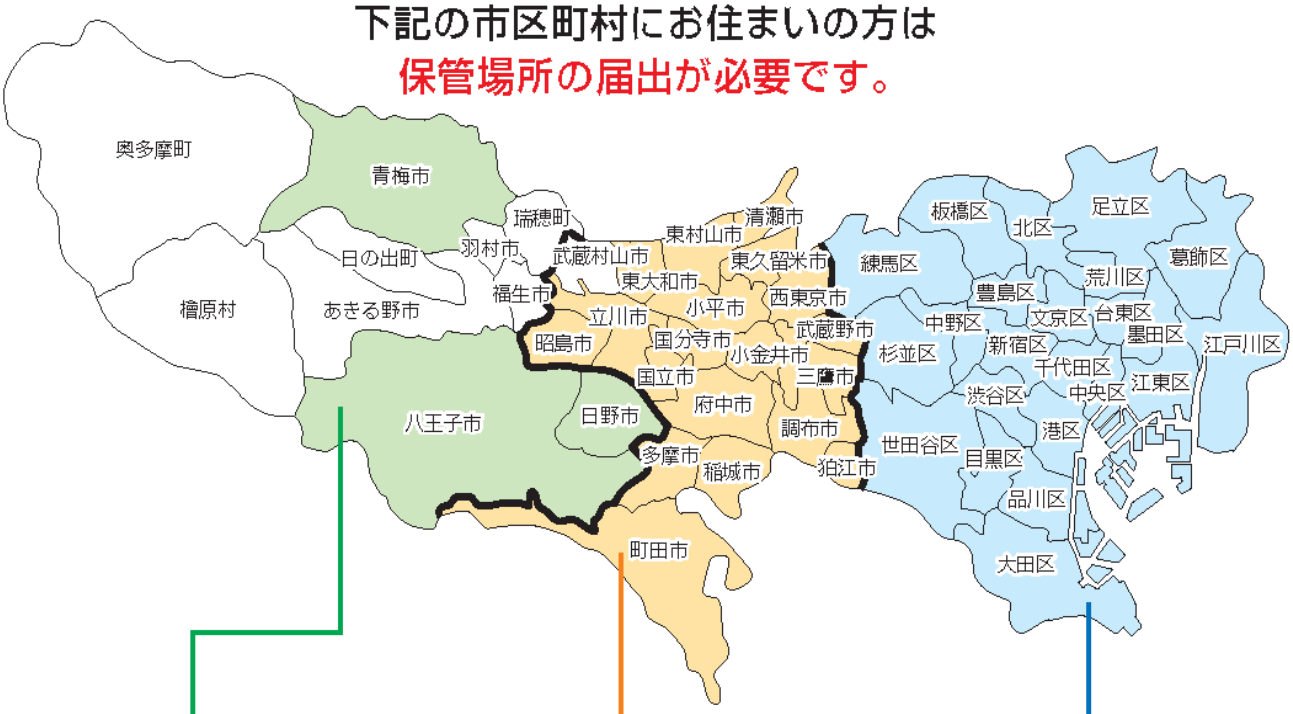
◆届出をしない場合・または虚偽の届出をした場合は、10万円以下の罰金が科せられることがあります◆

◆届出が必要ない地域においても保管場所の確保が必要です◆

東京都軽自動車協会・警視庁

軽自動車は保管場所の届出が法律で定められております

下記の市区町村にお住まいの方は
保管場所の届出が必要です。



八王子管轄

八王子市・青梅市・日野市

あきる野市
福生市
羽村市

西多摩郡
（瑞穂町・日の出町
檜原村・奥多摩町）
は除く

多摩管轄

立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市
昭島市・町田市・小金井市・小平市
東村山市・国立市・狛江市・清瀬市
国分寺市・東大和市・東久留米市
多摩市・稲城市・西東京市・調布市

武蔵村山市は除く

品川（離島は除く）練馬・足立管轄

特別区（23区）
全　域

届出に必要な書類は、次のものです。

- **保管場所届出書**
- **保管場所使用権原書**
- **保管場所の配置図・所在図**
  （保管場所が自宅と同一敷地内の場合は所在図は省略可）
- **使用の本拠地の位置が確認できるもの**（届出者欄の住所と相違する場合に限る）
  （電気･ガス等の公共料金の領収書、消印のある郵便物、運転免許証、軽自動車検査証の写し等）

詳しくは
管轄の警察署に
お問い合わせ
下さい。

R7.8